

上下水道事業の官民連携・広域化に関する  
政策提言書

令和元年 1 2 月

笠岡市議会建設産業委員会



## はじめに

近年の水道事業を取り巻く環境は、少子高齢化による人口の減少、節水機器の普及などにより、水需要は年々減少しており、一方では、老朽化した上下水道施設の更新、耐震化による投資費用の増大、技術職員の減少に伴う技術力の低下等多くの課題を抱えている。

また、東日本大震災や近い将来に発生が予想されている「南海トラフ巨大地震」等、大規模災害を踏まえた危機管理のあり方において、施設及び体制の整備が求められるなど、これまで経験したことのない事業環境の変化による新たな課題が生じている。

上下水道事業は市民生活にとって欠かせないライフラインとして、安全・安心な水道水を将来にわたって安定して供給するとともに、下水処理を通じて生活環境の改善及び公共用水域の水質保全や浸水の防除といった公共的施策を目的としている。

これを維持していくため、様々な課題、厳しい制約の下、経営改革や官民連携、広域化等が求められている。

本市においても、「笠岡市水道ビジョン（29年度～38年度）」や「笠岡市下水道事業経営戦略」の中で広域連携や民間活力の導入について、上下水道事業が取り組むべき事項や方策を提示している。

笠岡市議会建設産業委員会では、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し、効率的で持続可能な運営の方策として、上下水道事業の官民連携・広域化について調査を実施した。

# 目 次

- 1 調査研究の経過 . . . . . 1
- 2 調査研究のまとめ . . . . . 2
- 3 政策提言 . . . . . 21

# 1 調査研究の経過

日付	活動	内容
平成30年 7月	建設産業委員会協議会	調査・研究テーマを 「上下水道事業について」に決定
平成30年 10月30日	宗像地区事務組合 (福岡県宗像市)行政視察	水道事業の広域化並びに包括業務 委託について
平成30年 10月31日	熊本県荒尾市行政視察	水道事業等包括委託について
平成30年 11月9日	建設産業委員会勉強会開催	「将来の西南地域の上下水道を考える」 として勉強会を実施
平成31年 3月20日	建設産業委員会協議会	岡山県水道事業広域連携推進検討会 笠岡市水道事業に係る報告
令和元年 5月20日	岐阜県高山市行政視察	浄水施設等の指定管理者制度について
令和元年 5月22日	石川県かほく市行政視察	上下水道施設維持管理業務の包括的 民間委託について
令和元年 10月10日	建設産業委員会分科会	政策提言に向けての委員間討議・ 決定
令和元年 11月29日	全体会	全議員へ政策提言書(素案)の説明 及び意見交換
令和元年 12月20日	委員長報告	本会議にて政策提言書の報告
令和元年 12月20日	議長に報告・提出	政策提言書を議長へ提出
令和元年 12月20日	市長に提出	政策提言書を市長へ提出

## 2 調査研究のまとめ

### 国の動向

#### 1 水道事業

##### (1) 簡易水道事業の統合

###### ●平成 19 年 6 月 厚生労働省

簡易水道の統合を促進するため、簡易水道等施設整備に関する補助制度を見直し。

事業経営者が同一であって統合可能な上水道事業のある簡易水道事業については、上水道事業へ統合する計画を策定し、厚生労働省の承認を得た場合には、以下について簡易水道再編推進事業として国庫補助の対象と認めるものである。

- ・統合簡易水道（簡易水道同士の統合）
- ・簡易水道統合整備事業（上水道と簡易水道の統合）

##### (2) 経営戦略の策定

###### ●平成 26 年 8 月 総務省

中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むよう要請

##### (3) 広域化の推進

###### ●平成 28 年 2 月 総務省

各都道府県が検討体制を早期に構築するとともに、市町村、企業団及び一部事務組合等の水道事業の広域連携について検討するよう要請。

###### ●平成 28 年 12 月 経済財政諮問会議決定

「経済・財政再生アクション・プログラム 2016」では、都道府県における協議会の設置などに関する所要の法令改正等により、広域連携を推進。

###### ●平成 30 年 12 月 総務省

「水道財政のあり方に関する研究会報告書」では、市町村の区域を超える広域化は、幅広い効果を期待できるため、多様な取組みを推進することが必要で、都道府県が市町村等と協議して「広域化推進プラン」の策定を進めるべきと提言。

●平成 30 年 12 月成立 改正水道法

・改正の概要

- ① 広域連携の推進
- ② 適切な資産管理の推進
- ③ 多様な官民連携の推進

●平成 31 年 1 月 総務省自治財政局長並びに厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官連名の通知

都道府県に対し、2022 年度末までに水道広域化推進プランを策定し、公表することを要請。

## 2 下水道事業

### (1) 包括的民間委託の推進

●平成 19 年 10 月 閣議決定

「公共サービス改革基本方針」に基づき、下水道施設の維持管理における包括的民間委託を推進。

●平成 26 年 3 月 国土交通省

「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン」として公表し、管路包括委託の導入推進を図る。

### (2) 公営企業会計の適用

●平成 27 年 1 月 総務省

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の財務規定等を適用していない公営企業に対し、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で、同法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行するよう要請。

### (3) 広域化の推進

●平成 29 年 12 月 経済財政諮問会議（国土交通省）

「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」において、「平成 34 年度までの広域化・共同化を推進するための目標」を設定。

●平成 30 年 1 月 総務省・農林水産省・国土交通省・環境省の連名

「平成 34 年度までに都道府県単位で広域化・共同化計画を策定する」ことを要請。

平成 30 年 12 月に成立した改正水道法では，広域連携の推進について国が定める基本方針を基に，都道府県が関係市町村等の同意を得て水道基盤強化計画の策定や協議会の設置ができることとされた。

## 県の動向

### 1 水道事業

●平成 28 年度に岡山県及び県内の全ての水道事業体によって，岡山県水道事業広域連携推進検討会を設立。

平成 30 年 10 月末まで，計 6 回開催。

#### (1) 検討の実施結果

##### (1)－1 短期目標について

##### (ア) 人的連携体制の構築

・県内全市町村等の担当者名簿を作成・共有し，団体を超えて，適時に人的連携を図ることができる体制を構築した。

・県南西部会では，経理や技術面の人材育成における連携について検討し，共同で研修を実施した。

##### (イ) 共同調達

・県南西部会では，薬品及び水道メーターの共同購入について検討を行った。

項目	現在の検討状況	今後の予定
薬品・水道メーターの共同購入	倉敷市を中心とする参加希望団体の共同購入体制について検討した。	共同調達の協定手続きについて継続協議。

##### (1)－2 長期目標について

##### (ア) 施設の共同利用

・県南西部会（井笠地域）において，以下の通り施設の共同利用の検討を行った。

##### ①施設の共同利用の検討方針の整理

検討対象とされた井笠地域を地理的要件等から 2 ブロックに区分し，各ブロックにおける施設の共同利用の検討方針を整理した。

北部	笠岡市（北部） 井原市（上水道・簡易水道） 矢掛町	山間部に施設が点在しており， 統廃合や再構築は困難と考えら れる
南部	笠岡市（南部） 浅口市 里庄町	西南水道企業団と各市町との間 の施設の統廃合や，各市町の配 水池やポンプ室の統廃合を検討

## ②施設の共同利用案の作成

検討区域内の施設について，以下のような視点に基づき，各団体への調査の上，複数の施設の共同利用案を作成した。

- ・施設が近接している
- ・施設の稼働状況（施設能力の余剰がある）
- ・地理的要因（給水区域との標高差，施設間の山間部の有無等）

## ③施設の共同利用案の検討

作成した施設の共同利用案について，現状施設の更新を行った場合の費用と広域連携による施設の共同利用を行った場合の費用を，厚生労働省「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」等に基づきそれぞれ積算し，その差額として効果額を試算した。また，この効果額の試算結果等に基づき，継続して協議することとなった。

## ●今後の広域連携の方向性

### （１）県内水道事業の課題の再整理

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少による料金収入の減少が見込まれる。</li> <li>・人口密度が低いことから，管路延長に対する給水収益の額が低くなりやすい傾向があり，料金回収率が100%を下回っている団体が多い（7団体（上水道事業，平成28年度地方公営企業決算状況調査））。</li> <li>・管路の未耐震の比率や老朽化率が高く，今後，管路の更新に多額の経費が必要となることから，財政面での不安が大きい。</li> <li>・施設の利用率が低い。</li> <li>・担当職員の数少なく，将来を見据えた経営をすることが難しい環境にある団体が多い。</li> </ul>
----	--

- ・団体間の水道料金の差が大きい。  
(家庭用の水道料金(20m<sup>3</sup>/月, 口径13mm(簡易水道含む))で比較すると, 最も高い団体は4,860円, 最も低い団体は1,561円(平成28年度地方公営企業決算状況調査))
- ・団体間の事業規模の差が大きく, 広域連携によるスケールメリットの効果が生じづらい。

岡山県では, この検討会において, 施設の共同利用, 物資の共同調達, 事務の共同委託など, 主に業務の共同化に関する取組みについて検討しているが, これらの取組みでは対応できない課題も多く残っている。そのため, これまでの検討で得た連携の基盤をもとに, さらに多くの課題に対応できるように幅広い視野で検討を進める必要がある。なお, 岡山県では, 令和4年度末(2022年)までに「水道広域推進プラン」策定し, 住民への周知等図る予定としている。

## (2) 平成31年度以降の検討体制

水道事業の広域連携は, 将来を見据えた検討を要するものことから, 平成31年度以降も改正水道法に基づき引き続き検討体制を維持し検討を進めていく。

項目	内容
共同調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県南西部会では, 共同購入の実施に向けた検討を進める。 また, 共同発注対象物品や参加団体の拡大の可否について検討する。</li> <li>● 県南東部会では, 事務負担や購入コストの減少に繋がる手法の検討を継続する。</li> </ul>
共同委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成30年度までの検討結果に基づき, 希望する団体間で以下のように共同委託を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託業務内容統一の検討</li> <li>・ 関連システム統一の検討</li> <li>・ 仕様書の作成</li> <li>・ 発注, 契約等手続きの整理など</li> </ul> </li> </ul> <p>また, 共同委託検討対象(対象団体, 対象業務)の拡大の可否について検討する。</p>

<p>施設の 共同利用</p>	<p>●平成30年度までの検討結果に基づき，以下のような施設の共同化案の概略検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概略設計の作成</li> <li>・概略設計に基づく効果額の算定</li> <li>・費用負担及び管理区分の整理</li> <li>・認可等手続きの整理など</li> </ul> <p>また，施設の共同化検討対象（対象団体，対象施設）の拡大の可否について検討する。</p>
---------------------	---

※岡山県における水道事業広域連携に関する報告書より

2 下水道事業

- 平成30年7月に岡山県「広域化・共同化計画」策定勉強会を実施。
  - ・計画策定の進め方，現状や将来予測結果を共有
  - ・県内の取組事例を紹介
  - ・ブロック割案（高梁川，旭川，吉井川，児島湖流域の4ブロック）の提示

⇒ 旧振興局単位等，今後ブロック割を再検討予定。
- 協議会を活用して計画を策定する。
- モデルブロックについて
  - ・旧井笠地方振興局（笠岡市，井原市，浅口市，矢掛町，里庄町）に近隣他市を加えてモデルブロックとして検討予定

<h2>市の動向</h2>	
<p>1 水道事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成28年度 岡山県水道事業広域連携推進検討会に参加（県南西部会）</li> <li>●平成29年度 笠岡市水道ビジョン（平成29年度～平成38年度）策定</li> <li>●平成29年度 アセットマネジメントの手法を取り入れ，長期間における更新需要の検討をした上で財政収支の予測事業経営の健全性について検証・評価を行った。</li> <li>●平成29年度 笠岡市水道事業中長期更新計画策定（中期：今後20年，長期：今後50年）</li> </ul>

## 2 下水道事業

- 平成 16 年度 里庄町の一部  
笠岡市終末処理場にて汚水処理の供用開始
- 平成 23 年度 笠岡市北部地域の一部  
矢掛町にて汚水処理の供用開始
- 平成 27 年度 笠岡市下水道基本構想 策定
- 平成 28 年度 笠岡市下水道事業経営戦略 策定

## <各自治体の取組み>

(水道事業の広域化，水道事業包括業務委託，上下水道施設維持管理業務包括的民間委託)

当委員会では，このテーマに沿った調査・研究を行うために，平成 30 年 10・11 月及び令和元年 5 月に先進自治体 5 市を視察し，水道事業の広域化・官民連携の取組みについて研究を行った。

また，平成 30 年 11 月には(株)アクア美保・(株)ウエスコの方を講師に迎え，岡山県西南エリア上下水道事業広域化検討 ～将来の西南地域の上下水道を考えるについて勉強会を開催し，知識を広げた。

水道事業においては，人口減少時代の到来，管路等の老朽化の進行・更新の遅れ，自然災害による水道被害の多発，水道事業に携わる職員数の減少等の課題があり，その実情にあった取組みがなされていた。

取組みの内容等については，次のとおりである。

## 宗像地区事務組合 ～ 包括民間委託 (水道事業)・広域化 ～

### (1) 取組みの背景

組合統合前の宗像地区水道企業団議会で，「構成市との末端給水一元化」の決議案が提出，承認された。そのことを受け，宗像市，福津市及び宗像地区事務組合で水道事業統合の検討会を設置し，「宗像地区水道事業広域化基本計画報告書」を作成，議会等報告した。

その後，本格的な検討に入り，平成 22 年 4 月 1 日，宗像市及び福津市の水道事業と宗像地区事務組合の用水供給事業の垂直統合を行った。

さらなるステップとして、既に委託を実施していた浄水場運転管理に伴う関連施設の包括的委託、宗像地域の水道施設の維持管理業務、上下水道料金の収納業務等、委託できる業務は委託する方針で外部委託化を進めた。

水道事業統合前の両市が締結した協定により、北九州市から水道用水供給を受水すること等により、平成 23 年「北九州市上下水道局と宗像地区事務組合との技術協力に関する協定」を締結。そのことを機に北九州市と水道事業包括業務委託の検討に入り、平成 28 年 4 月から北九州市上下水道局へ、宗像地区事務組合水道事業包括業務委託を開始した。

## (2) 検討を開始した契機・導入過程

平成 22 年、宗像地区事務組合用水供給事業と宗像市水道事業及び福津市水道事業の垂直統合を行い、宗像地区事務組合による水道事業（末端給水）を開始した。

さらに、平成 28 年、水道事業を包括的に北九州市に委託した。

### ●水道事業広域化(統合)：平成 22 年 4 月 1 日

・平成 21 年度に宗像市、福津市、宗像地区事務組合で 45 人いた水道職員を 10 人減らして、35 人（3 課 6 係）でスタートした。

・北部福岡緊急連絡管事業（福岡地区水道企業団）及び北九州市水道用水供給事業について、北部福岡緊急連絡管の維持用水を活用し、北九州市からの水道用水受水により、市域を越えた効率的な水運用を開始した。

・効率的な水運用を行うことで、不安定な自己水源の解消、老朽化施設の廃止することができた。

・平成 22 年に創設された厚生労働省の国庫補助制度「水道広域化促進事業費」（事業期間：10 年間、補助基本額：81 億円）第 1 号採択案件となり、耐震化を目的とした老朽管布設替、配水ブロックの整備等、計画的な事業、統合効果を最大限活用する。

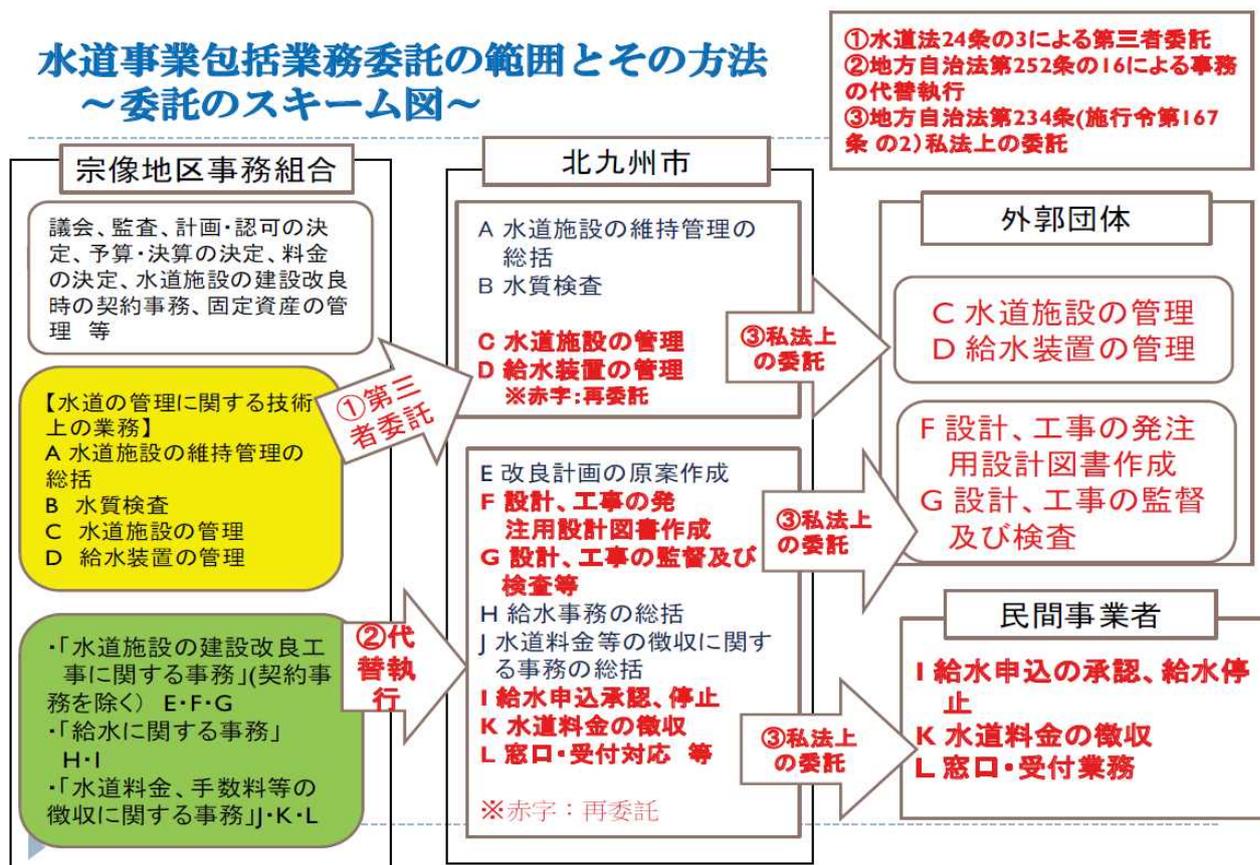
### ●水道事業包括業務委託：平成 28 年 4 月 1 日

・下図スキームのとおり、北九州市へ委託。北九州市は再委託先として(株)北九州ウォーターサービス（北九州市出資）に委託。

・委託の方法として、水道法 24 条の 3 「第三者委託」及び地方自治法 252 条の 16

「代替執行」により委託。

## 水道事業包括業務委託の範囲とその方法 ～委託のスキーム図～



※宗像地区事務組合での視察資料より

### (3) 効果

- ・ 職員減による人件費の抑制：正規職員 15 人でスタート
- ・ 水道技術の継承
- ・ 支給材料制による工事費の削減。薬品、水道メーターの共同購入による経費の削減
- ・ 緊急時対応の充実

## 荒尾市 ～ P F I による包括民間委託（水道事業・一部下水道事業）～

### (1) 取組みの背景

- ・ 近年の全国的な傾向である給水人口の減少と節水化による水需要の低下により、料金収入は減少し、さらなる厳しい経営環境の到来が予想される。
- ・ 経年施設の更新や地下水塩水化、その対策のために今後多額の費用が必要となる。

- ・管理時代を迎えた市内全域に整備された膨大な水道施設，これらの施設を維持・管理していくための技術の継承が大きな課題である。
  - ・これまで業務ごとに個別の委託を行ってきたが，これ以上の個別委託の拡大は監督職員の他の業務遂行を阻害する。
  - ・水道ビジョン策定から約8年が経過しており，将来計画について見直しが必要である。
  - ・水道の官民連携に関する法整備や検討が進み，民間の利活用がより効果的となった。
- (平成23年改正PFI法により民間提案制度の創設)

## (2) 検討を開始した契機・導入過程

平成28年4月5日，熊本県荒尾市で「荒尾市水道事業等包括委託」事業がスタートした。

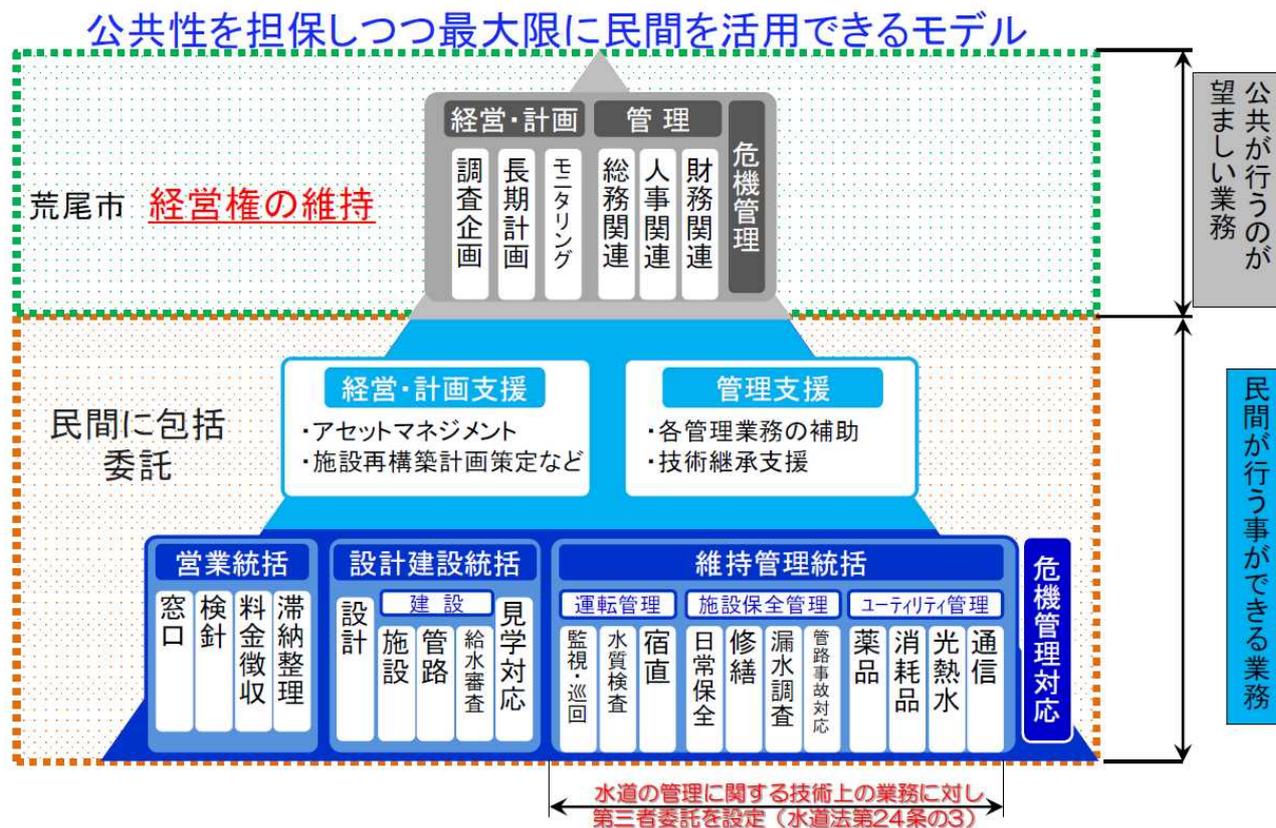
これは，PFI法に基づいた民間提案制度を採用し，市が経営権を維持しつつ，従来個別に委託していた水道業務を特別目的会社に包括委託する先進的なPPP(Public Private Partnership)事例である。荒尾モデルの特色として，次のことが挙げられる。

- ・PFI法「民間提案制度」を採用
- ・管工事協同組合の優先活用
- ・経営計画支援・管理支援業務
- ・4条系工事業務の追加
- ・下水道事業の一部(排水設備関連業務)を業務に追加

## (3) 効果

包括委託することにより，市の公費負担の削減に加え，施設を維持管理していくための技術継承の解消効果もみられたとのことである。

荒尾市では荒尾市水道事業等包括委託のほかに，県境を越えた福岡県大牟田市と浄水場の共同設置・運営を行い，水道事業の広域化と官民連携に積極的に取り組んでいる。



※荒尾市での視察資料より

## 高山市 ～ 指定管理者制度による包括委託（水道事業）～

### （1）取組みの背景

平成 17 年 2 月に旧高山市と周辺 9 町村による市町村合併を行ったことで、増大した施設の効率的な管理と職員数の削減を図る必要があった。

指定管理者制度を導入した施設と内容は次のとおりである。

- ・取水・浄水及び配水池までに関する業務
- ・浄水施設の維持管理に関する業務
- ・水質検査業務（法定水質検査を除く）

### （2）検討を開始した契機・導入過程

平成 18 年度より市が所有する各種施設を指定管理者制度での運営に切り替える方針であったため、その一環として、水道施設も指定管理者制度による運営を行うこととした。

### (3) 効果

- ・コスト削減
- ・技術者の確保
- ・水道使用者への情報提供(管理基準や業務範囲を条例で定める必要があるため)

## かほく市 ～ 包括民間委託(上下水道事業) ～

### (1) 取組みの背景

平成16年3月に3町(高松町, 七塚町, 宇ノ気町)の合併により誕生した。

合併当初, 市の職員数は約430名であったが, 現在では約20%減少している。

上下水道課においても, 合併当初は19名であったが, 平成24年度には11名に減少し, 技術的なノウハウの喪失が懸念される状況であった。

また, 一般会計の財政悪化により, より一層の効率化を求められる状況であった。

### (2) 検討を開始した契機・導入過程

・平成24年度まで, 上水道事業では水質検査や電気機械等の維持管理等については個別に委託をし, 異常発生時には上水道中央監視システムからの通報により, 職員が状況を判断し修理を依頼していた。

・一方, 公共下水道事業や農業集落排水事業では, 平成22年度からすでに第1期の包括的民間委託を実施し, 受託者が故障が発生する前に未然に対応することで, 修繕費の抑制につながっていた。

・そこで, 維持管理レベルの向上を進める上で, 上下水道事業一体での包括民間委託を導入することとなった。

### (3) 効果

・事業期間を5年間と長期化することにより, 契約規模の増大による一般管理費等の諸経費の削減, 複数年契約により薬品等の大量購入が可能になったことで, 3事業合計で年間約1,500万円(約8%)の委託費の削減を図ることができた。

- ・導入前は故障が生じてからの事後対応であったが、民間のノウハウや技術のある受託業者の定期点検により、事前予防にかわりつつある。
- ・要求水準書の中で、市職員でも参加できるような教育・研修を実施するよう求め、職員のレベル向上につながった。
- ・受託業者からの提案により、「地元企業との連携」、「劣化診断ツールの活用」、「スマートフォンを活用した監視システムの構築」、「市民向け（水についての）学習会の実施」、「市職員と協働で防災訓練の実施」、「下水熱回収施設の実証実験」を実施（一部は実施に向けた準備）している。

## <官民連携・広域化の必要性>

笠岡市水道ビジョン（29年度～38年度）の中で、次のように記されている。

### 4-2 給水サービスについて

#### (2) サービス水準の向上

水道課職員数は、18名（平成28年度）の体制で日常業務を行っておりますが、行財政改革の推進等により職員数の減少に伴う一人当たりの業務の増加が懸念されます。今後はニーズの多様化に対応するために、豊富な経験者からの技術の継承を行い、お客様へのサービス水準を高めていきます。

また、業務の効率化とコスト縮減を図るため、検針業務や量水器の交換などの業務を民間へ委託しており、今後もより質の高いサービスを提供していくために、施設の運転管理委託や漏水調査・修繕など民間委託の導入を引き続き推進してまいります。

### 4-3 危機管理体制

#### 【主要な課題】

- ・広域的危機管理体制の確立
- ・緊急時の給水体制の強化（渇水対策等）
- ・危機管理体制とマニュアルの強化

## D 広域的連携の強化と広域化の検討

大規模地震の災害に備えて広域的応援協力体制の強化に積極的に取り組みます。

現在、漏水修理などの最小限の資機材は確保できますが、災害に対しては複数の保管場所と多くの資機材を準備する必要があるため、それらの代替として、日本水道協会、岡山県西南水道企業団や各種団体と連携を図っていきます。このことで災害時の対応力向上と危機管理体制が確立され応急復旧や応急給水などが円滑になります。

断水を伴う災害や事故等が発生した場合、給水タンク等により飲料水の供給を行います。

将来的には、周辺事業体との連携のもと、事業統合や多様な広域連携（経営の一体化、管理の一体化等）等、多面的な視点から広域化のあるべき枠組みについて検討します。

## H 経営の効率化

財政計画、アセットマネジメントを実行するためには、現有資産の管理が重要となります。1点目として、老朽化する施設への対応として、施設の長寿命化等を含めた資産管理を行います。2点目として、資産管理業務の効率化のため、情報管理システムなどの整備・拡充を行います。3点目として、組織体制の見直しと併せ、民間企業の専門知識・技術を活用する視点から包括的な委託を含めた民間委託についても検討していきます。

また、周辺事業体との連携のもと、事業統合（経営の一体化等）や広域連携（管理の一体化等）など、多面的な視点から広域化のあるべき枠組みについて検討する中で、スケールメリットについても検討します。

水道料金は、水道事業を将来にわたって安定に経営するために人口減少による水道料金収入の減少と施設の更新に必要な費用を考慮し、中長期的視点を基盤とした料金設定を検討します。安全・安心・強靱・持続可能な水道を維持するとともに、将来の世代に過度な負担を強くない、かつ、我々の世代を含めて均等な負担のあり方を考慮した水道料金のあり方を検討します。

また、笠岡市下水道事業経営戦略には、次のように記されている。

#### 広域化及び民間資金・ノウハウ活用

下水道事業の経営基盤の強化，経営効率化を進め，サービス水準の向上を目指す上では，現状の職員による業務運営に加えて，他団体との広域的な連携や，民間のノウハウの活用を積極的に進めることも重要である。

特に市内部では下水道事業に関する技術の継承が課題となっており，井笠地域の市町での技術・ノウハウ面での連携について検討を行うものとする。隣接する里庄町においては，里庄町の一部の汚水を本市で処理を行っている経緯もあり，終末処理場の運転等での連携も考えられる。

また，下水道事業が地方公営企業法の適用を受けた場合，水道事業との組織統合も考えられ，料金徴収事務，上下水道利用に関するお問い合わせ相談窓口，その他施設・維持管理などの業務において，幅広く民間委託の可能性がある。

今後とも，民間の活力・ノウハウを活かし，効率的な経営を目指すものとする。

上下水道事業においては，民間事業者の持つノウハウ・技術力や資金を活用する官民連携と，スケールメリットによるコスト削減の効果が期待できる広域化の取組みが，これまで以上に必要となっている。

本市でも，笠岡市水道ビジョン，笠岡市下水道事業経営戦略で官民連携・広域化の必要性を掲げている。

官民連携については，安易にコストを削減するために行うのではなく，上下水道事業に携わる職員数の減少する中で，民間の最新技術やノウハウを活用していくことが必要である。市民サービスの向上，経営の効率化・健全化の推進，市民負担の軽減等を図るためには，行政責任の確保を踏まえた上で，公共と民間企業の役割分担，リスク分担を明確にし，民間活力の導入を進めていくべきである。

民間活力の導入に当たっては，業務が確実に遂行されているかを確認するためモニタリング（監視）を実施する必要性があることから，事業マネジメントができる人材の育成や技術継承等，体制づくりを早急に行うべきである。

平成30年12月 改正水道法が成立した。

老朽化した水道施設の更新や耐震化が遅れ、漏水事故や断水のリスクが高まっているとともに、人口減少社会を迎えて経営状況が悪化し、小規模で脆弱な水道事業者では水道サービスを継続できないおそれが生じているなど、水道事業は深刻な課題に直面している。

今回の法改正は、水道の基盤強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するために制度改正したものである。

主な改正内容は次のとおりである。

- (1) 広域連携の推進  
(スケールメリットを活かして効率的な事業運営が可能)
- (2) 適切な資産管理の推進  
(水道管の計画的な更新や耐震化を進める基礎)
- (3) 多様な官民連携の推進  
(民間の技術力や経営ノウハウを活用できる)

また、コンセッション方式に関する制度改正のポイントについて、次のように記されている。

- (1) 水の供給責任  
水道事業者として住民に水を供給する責任は、従来通り市町村が負う。  
※民営化ではなく、市町村が経営するという原則は変わらない。
- (2) 事前の対応  
地方自治体は、PFI法に基づき、あらかじめ料金の枠組み(上限)や民間事業者に委ねる管理運営の内容や水準等を条例で定める。これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣がその内容を確認した上で、許可する。
- (3) 事後の対応  
地方自治体は、PFI法に基づき、モニタリングを実施し、早期に問題点を指摘・改善する。これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣が直接、民間事業者の報告徴収・立入検査を行う。

※参考資料(厚生労働省HP掲載資料)

○コンセッション方式について、包括委託との比較

事業形態	包括委託 (第三者委託や指定管理者制度等)	コンセッション方式
水道事業者	公共	民間
水道法上の責任	公共 (第三者委託の場合は、対象業務のみ民間)	民間
水道施設の所有権	公共	公共
期 間	3～5年	15～30年
業務内容	施設の維持管理，営業，人員管理等の業務をまとめて委託。第三者委託は技術的分野について包括的に委託。 料金設定や設備投資は公共が行う。	市が行うことが望ましい業務以外の業務について，ほぼすべてを委託。
特 徴	個別委託方式より業務範囲が広がることにより，より広範囲に渡って民間事業者の創意工夫を活用することができる。	一定の公的関与（施設の所有権）を残すものの，民間事業者が独立採算にて設備投資を含む水道事業を行う。 創意工夫による，質の高いサービスの提供や合理化効果を期待することができる。
留意点	(1)個別委託方式より民間の業務範囲は広がるものの，事業の経営主体及び責任は公共にあるため，公共として十分な業務執行体制を組成する必要がある。 (2)民間事業者に設備投資を行わせることはできない。	(1)民間事業者の事業遂行に対して，公共がしっかりとモニタリングを行う必要がある。 (2)民間事業者破綻時には，自治体が事業を引き取るなどの対策を事前に検討する必要がある。

※完全民営化については，公共の関与度が低下してしまう可能性があるため，水道事業への導入は適さないと考えられる。

今回の改正法では、事業の確実かつ安定的な運営のため公の関与を強化し、給水責任は自治体に残した上で、厚生労働大臣の許可を受けてコンセッション方式を実施可能にしたものであり、コンセッション方式の導入について、国や自治体の関与を強めたもので、水道事業自体を「民営化」するものではない。

広域化の形態として、「水道広域化検討の手引き」（厚生労働省，平成20年8月）では、大きく4つに分類している。それぞれの概要は以下の通りである。

（1）事業統合

- ・経営主体も事業も一つに統合された形態

（水道法の事業認可，組織，料金体系，管理が一体化されている。）

事例：香川県広域水道企業団（香川県及び県下8市8町（直島町を除く）の水道事業を統合（H30.4））

（2）経営の一体化

- ・経営主体は一つだが，水道法の認可上，事業は別の形態

（組織，管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる。）

事例：大阪広域水道企業団（大阪広域水道企業団が，四條畷市・太子町・千早赤阪村の水道事業を経営（H29.4））

（3）管理の一体化

- ・水質検査や施設管理等，維持管理の共同実施・共同委託

- ・総務計事務の共同実施・共同委託

事例：神奈川県内5水道事業者（神奈川県，横浜市，川崎市，横須賀市，神奈川県内広域水道企業団）の水源水質検査等の業務を「広域水質管理センター」に一元化（H27.4）

（4）施設の共同化

- ・水道施設（取水場，浄水場，水質試験センターなど）の共同設置・供用

- ・緊急時連絡官の接続

事例：熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設（H24.4から供用開始）

笠岡市は，平成28年度から岡山県水道事業広域連携推進検討会に参加し，県南西部地域部会構成市としての広域連携を検討している。

岡山県が示す水道事業広域化のイメージは、先に示した（１）から（４）の形態があげられる。今後は、県が策定予定としている「水道広域推進プラン」の動向に注視し、広域化の準備をすべきであるとする。

広域化は一朝一夕で出きるものではなく、これが実現するためには、多大の時間と労力を要するのは想像に難くない。

本市は、以前から旧井笠地方振興局管内（３市２町）の自治体と結びつきが強く、一部事務組合でも関係性が強い。

下水道事業においても、笠岡市では里庄町の一部地域を、矢掛町では、笠岡市北部の地域の汚水処理を行っている。

広域化に当たっては、まずこの３市２町との広域化の可能性について検討していくのが妥当であり、可能なものから取り組むべきである。具体的には、資機材等の共同発注や事務及び技術研修の共同開催、災害時応援協定の締結など、検討すべきである。

また、浄水場や終末処理場の維持管理業務等は民間企業などに委託されているが、業務委託範囲の拡大を図ることができればスケールメリットが期待できることから、官民連携とセットでの広域化についても検討すべきである。

### 3 政策提言

#### 上下水道事業の官民連携・広域化について

- (1) 市民サービスの向上，経営の効率化・健全化の推進，市民負担の軽減等を図る観点から，公共と民間企業の役割分担，リスク分担を明確にし，民間活力の導入を進めていくべきである。
- (2) 民間活力の導入については，コスト削減に偏重する安易な業務委託ではなく，民間のノウハウや創意工夫を期待する一方，業務が確実に遂行されているかを確認するためモニタリング（監視）を実施する必要があることから，事業マネジメントができる人材の育成や技術継承等，体制づくりを早急に行うべきである。
- (3) 官民連携に当たっては，PPP／PFI等の各種運営手法を活用し，上下水道事業（上水道事業・公共下水道事業・集落排水事業）の中で連携可能な部門について，効率的な業務体制を定めるべきと考える。
- (4) 広域化については，岡山県西南エリア3市2町（笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町※旧井笠地方振興局）の枠組みも含み，その可能性を検討していくことが妥当であり，可能なものから取り組むべきである。  
具体的には，資機材等の共同発注や事務及び技術研修の共同開催，災害時応援協定の締結，システムの共同構築，水質分析（水道水）の受託などを検討するべきである。